

## 出席停止について



### (1) 学校感染症にかかったとき

- ①医師から「感染症の疑いがある」と診断を受けたら。すぐに学校に連絡してください。
  - ②治療・感染を広げないことを目的に、法律に定められた期間を基準に出席停止となります。
  - ③学校所定の用紙を渡します。医療機関で治癒証明書をもらい、学校へ提出しなければ登校できません。  
その際、文書料が発生する場合がありますが、ご了承ください。
- \* インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良の場合、出席停止の用紙はありません。下記の出席停止期間を経過し、体調が良ければマスクをして登校してください。

#### 【学級閉鎖の時の注意】

学級閉鎖は、感染予防のために行います。普通の休みとは違いますので、具合がよくても外に出て遊ばせない、習い事など、人の集まる場所への外出は控えてください。

## ★第2種学校伝染病

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（次の日から）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナ感染症	発症した後（次の日から）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	伝染のおそれがないと認められるまで
骨髄炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで

## ☆第3種学校伝染病 ⇒出席停止期間は「医師の許可が出るまで」です

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症（0-157）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

\*その他の感染症は「学校長が必要と認めた場合出席停止にすることができる感染症」です。マイコプラズマ肺炎、ノロウイルス感染症などの感染症は基本的に出席停止にはなりません。

◎和歌山県医師会の見解により、手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症は、出席停止ではありません。